

我が国における幼児教育の経済的負担状況について

保育所と幼稚園の一人当たり公費負担・保護者負担比較(年額)

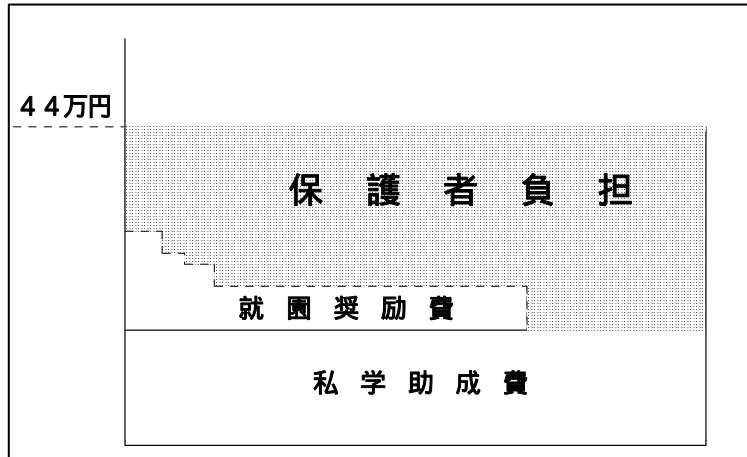
	私立保育所 (3～5歳児)	私立幼稚園	【参考】 私立保育所 (0～5歳児)
一人当たり 公費負担 (国費負担)	23万円 (11.5万円)	19万円 (3.8万円)	54万円 (27万円)
一人当たり 実質保護者負担	31万円 (月額2.6万円)	25万円 (月額2.1万円)	36万円 (月額3万円)
総額	54万円	44万円	90万円

注) 19年度国基準による。

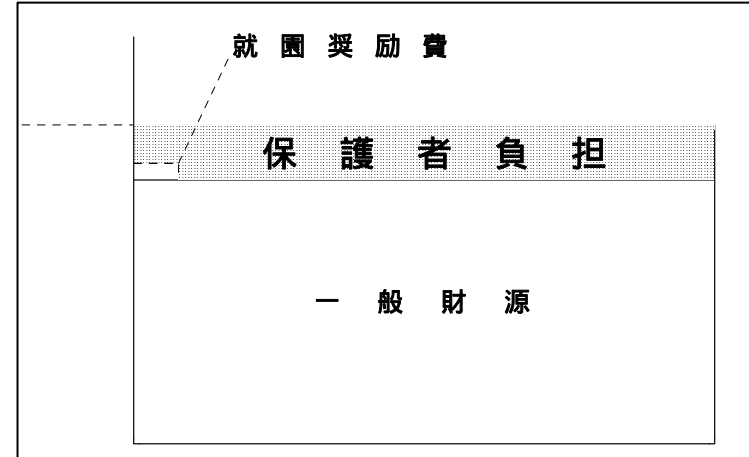
幼稚園・保育所における公費負担の現行制度

(施設費関係を除く)

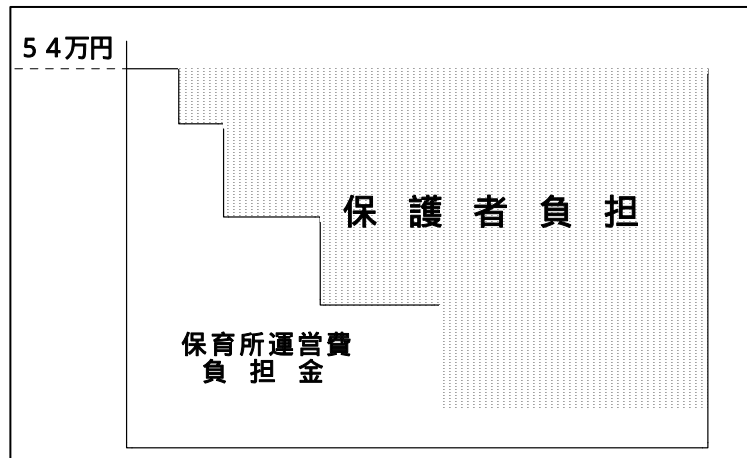
私立幼稚園



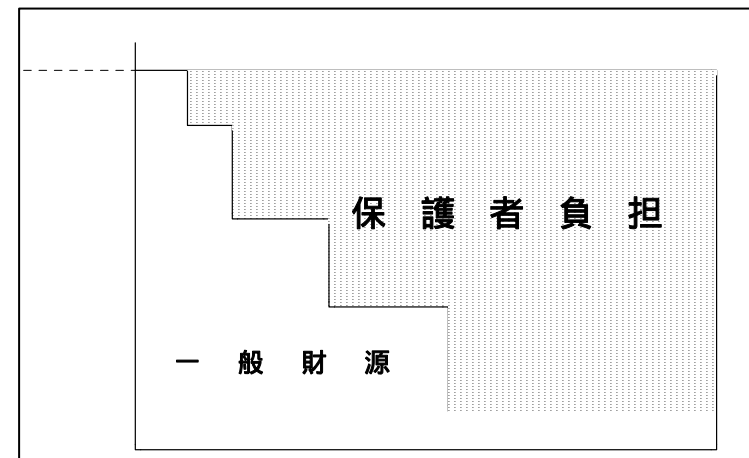
公立幼稚園



私立保育所



公立保育所



低所得 → 高所得

(平成19年度予算ベース)

平成20年度 幼稚園就園奨励費補助の概要

平成20年度予算額 19,212百万円
(平成19年度予算額 18,453百万円)

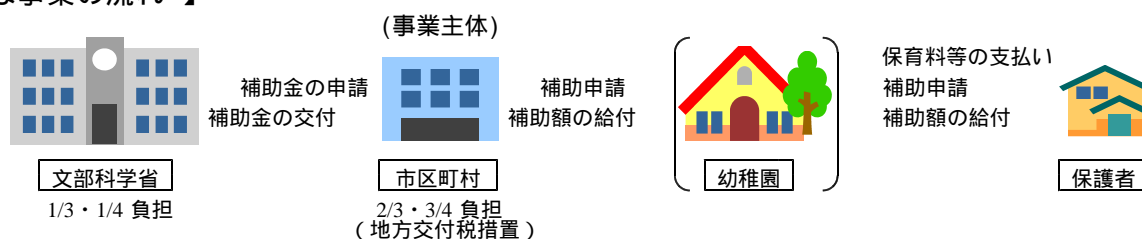
1. 事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。

【補助率】

- ・一般市町村 1 / 3 以内
- ・東京都特別区 1 / 4 以内 (財政力指数1.00超の指定都市 1 / 4 以内)

【一般的な事業の流れ】



2. 平成20年度予算のポイント

対前年度予算額 **7億6千万円増額** 予算額総額 19.2億円
対象園児1人当たりになると **平均3,000円増額** (年額)

3. 具体的な改善の内容

私立幼稚園の補助単価の引き上げ

保護者負担の一層の軽減や公私間格差の是正を図るため、私立幼稚園における補助単価を、低所得者層にも配慮して所得階層ごとに段階的に引き上げる (平均3%増額)。

生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	141,900円	146,200円 (4,300円増)
市町村民税所得割非課税世帯	107,600円	110,800円 (3,200円増)
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	81,700円	84,200円 (2,500円増)
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	57,500円	59,200円 (1,700円増)

上記は第1子の補助単価

第2子以降の優遇措置に係る適用条件の一層の緩和 (小2 小3)

第1子に対して第2子以降の園児の保護者負担が軽くなる優遇措置を講じる場合の適用条件を、現行の「幼稚園～小学校2年生に兄・姉を有する園児」から、「幼稚園～小学校3年生に兄・姉を有する園児」まで拡充。

従来の同時就園条件に加え、18年度から、小学校1年生に兄・姉を有する園児を第2子以降の優遇措置の対象とする条件緩和を講じたところ。

19年度は、この条件緩和を進め、小学校2年生までに兄・姉を有する園児を第2子以降の優遇措置の対象としたところ。



優遇措置の対象となる園児
(右の者を有する園児)



幼稚園～小学校3年生
までの兄・姉

平成20年度幼稚園就園奨励費補助金における 保育料等の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ

「第1子」または「兄・姉が幼稚園児の場合」に該当する園児

【私立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 288,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯		第1子	146,200円	141,800円(1.0)	28,000円 (0.2)
		第2子	190,000円	98,000円(0.7)	
		第3子以降	260,000円		
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	110,800円	177,200円(1.0)	35,000円 (0.2)
		第2子	165,000円	123,000円(0.7)	
		第3子以降	253,000円		
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	360万円以下	第1子	84,200円	203,800円(1.0)	40,000円 (0.2)
		第2子	146,000円	142,000円(0.7)	
		第3子以降	248,000円		
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	680万円以下	第1子	59,200円	228,800円(1.0)	45,000円 (0.2)
		第2子	129,000円	159,000円(0.7)	
		第3子以降	243,000円		

【公立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 77,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	20,000円	57,000円(1.0)	11,000円 (0.2)
		第2子	38,000円	39,000円(0.7)	
		第3子以降	66,000円		

補助額	保護者負担額
-----	--------

表中の「第1子」とは、戸籍上の第1子である園児および小学校4年生以上に兄・姉を有する第2子以降の園児をいう。
年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている(以下同じ)。
保護者負担額の()書きは、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子及び第3子以降の負担割合(以下同じ)。

「兄・姉が小学校1年生～3年生の場合」に該当する園児

【私立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 288,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯		第1子		(1.0)	
		第2子	162,000円	126,000円(0.9)	
		第3子以降	176,000円	112,000円(0.8)	
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子		(1.0)	
		第2子	129,000円	159,000円(0.9)	
		第3子以降	147,000円	141,000円(0.8)	
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	360万円以下	第1子		(1.0)	
		第2子	106,000円	182,000円(0.9)	
		第3子以降	126,000円	162,000円(0.8)	
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	680万円以下	第1子		(1.0)	
		第2子	83,000円	205,000円(0.9)	
		第3子以降	106,000円	182,000円(0.8)	

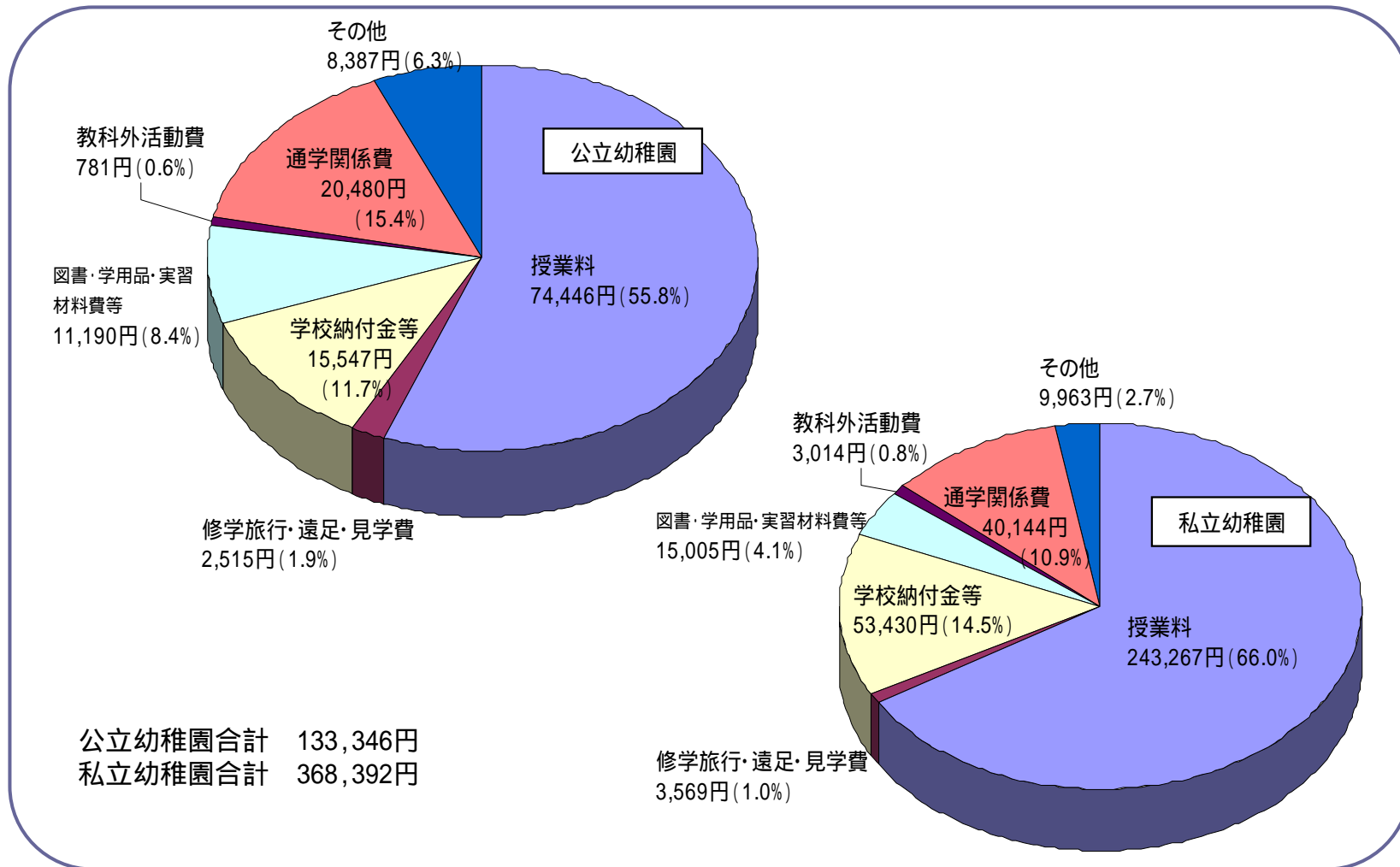
【公立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 77,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子		(1.0)	
		第2子	26,000円	51,000円(0.9)	
		第3子以降	32,000円	45,000円(0.8)	

補助額	保護者負担額
-----	--------

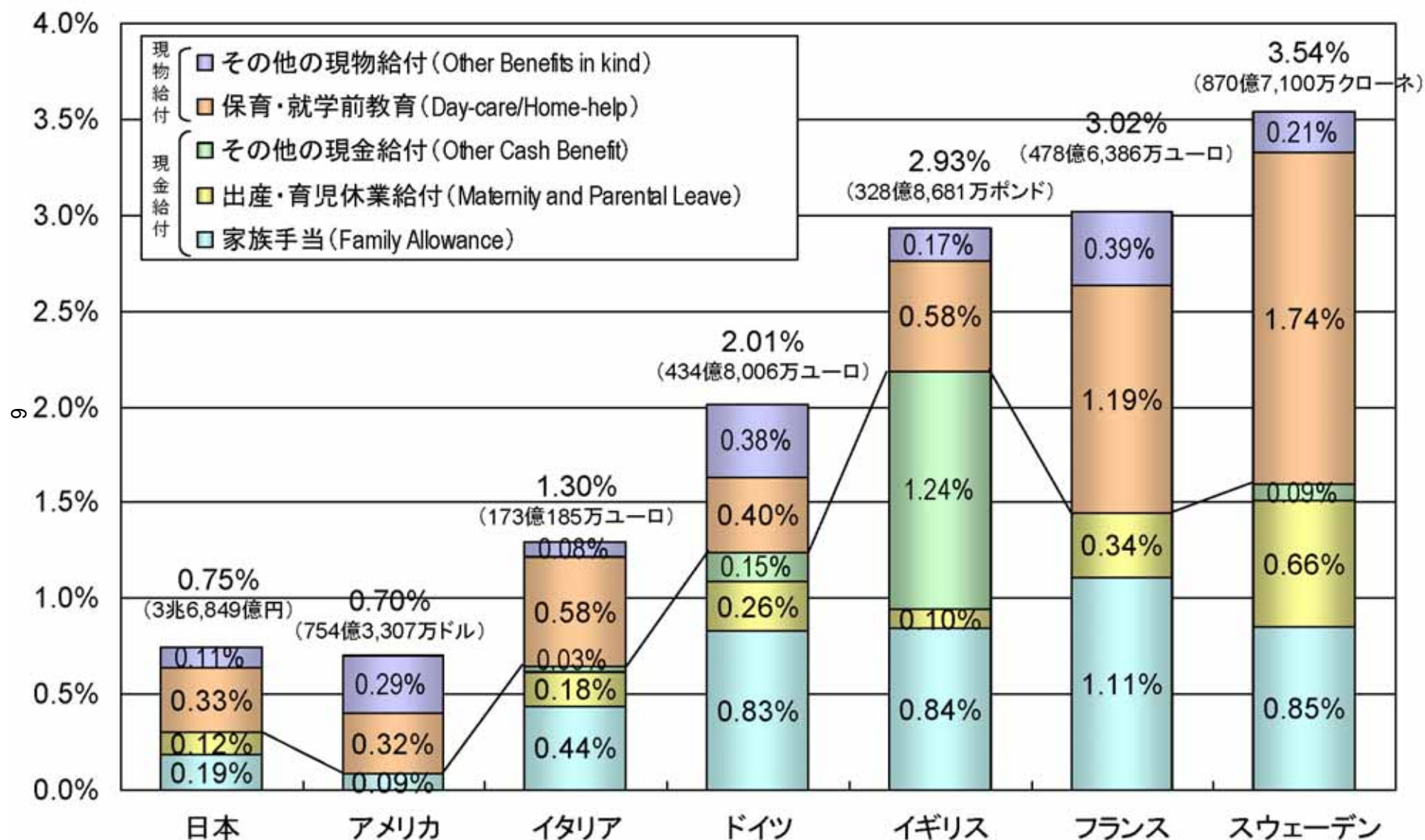
表中の「第1子」は、兄・姉となる小学校1年生～3年生の児童(当該学齢と同学齢の児童を含む。)であり、就園奨励費の支給対象とならない。

幼稚園の学校教育費の支出構成



(注) 「学校納付金等」とは、入学金、検定料、私立学校における施設整備資金、学級費、PTA会費等である。
 「図書・学用品・実習材料費」とは、授業のために購入した図書、文房具類、体育用品及び実験・実習のための材料等の購入費である。
 「通学関係費」とは、通学のための交通費、制服及びランドセル等の通学用品の購入費である。

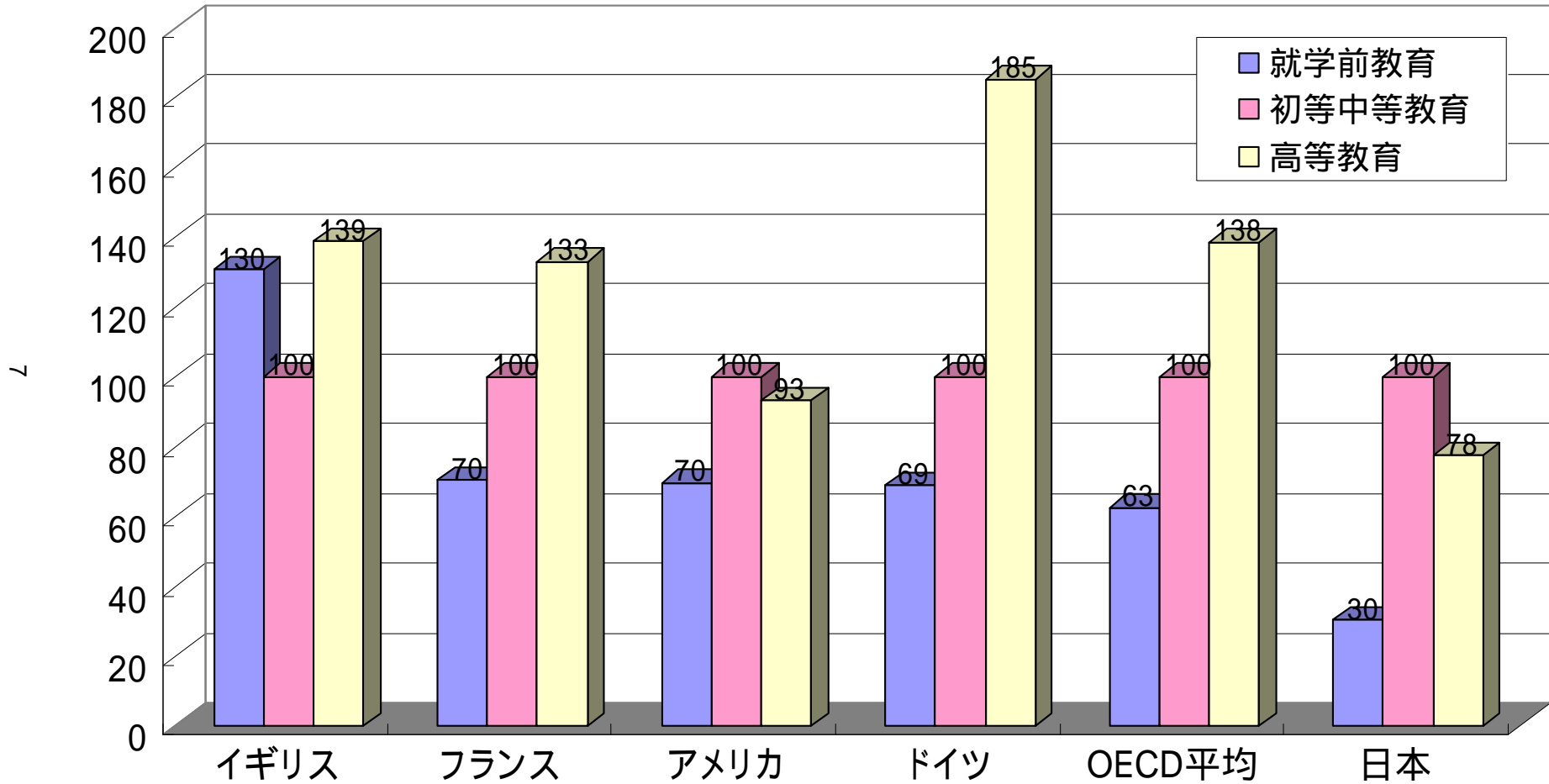
各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

教育段階ごとの一人当たりの公財政教育支出

(初等中等教育段階を100とした場合)



2004年ベース

Education at a Glance 2007, OECD Indicatorsのデータより作成